

施設基準に適合するものとして承認がなされた高度先進医療  
(平成18年6月承認分)

医 療 機 関 名	高度先進医療技術の名称
<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学医学部附属病院</li>   <li>・近畿大学医学部附属病院</li>   <li>・神戸大学医学部附属病院</li>   <li style="text-align: center;">(合計 3 医療機関)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実物大臓器立体モデルによる手術計画</li>   <li>・泌尿生殖器腫瘍の後腹膜リンパ節転移 に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術</li>   <li>・難治性眼疾患に対する羊膜移植術</li>   <li>・悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネル リンパ節の同定と転移の検索</li>   <li style="text-align: center;">(合計 4 件、4 種類)</li> </ul>

## (参考1)

## 技 術 の 概 要

高度先進医療技術名	実施医療機関数	申請医療機関名	所在地	病床数	担当科	技 術 の 概 要	申請までの実績 (症例数)	算定開始 年月日	特定療養費※ (保険給付)	高度先進医療費用※ (自己負担)
実物大臓器立体モデルによる手術計画	19 医療機関 (18.6.1現在)	名古屋大学医学部附属病院	愛知県 名古屋市	1035床	歯科口腔外科	CT(コンピューター断層撮影)等の画像データから実物大立体モデルを作成し、手術方法の計画を立てる。	20 例	18. 7. 1	205万9千円 (入院94日間)	13万5千円 (1回)
泌尿生殖器腫瘍の後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術	1 医療機関 (18.6.1現在)	名古屋大学医学部附属病院	愛知県 名古屋市	1035床	泌尿器科	精巣腫瘍、膀胱腫瘍等の摘出後、追加の化学療法・放射線療法の必要性を判断するために、腹腔鏡を用いて後腹膜リンパ節を切除しリンパ節転移の有無を確認する。切除したリンパ節に腫瘍の転移がなければ、追加の化学療法・放射線療法を行わず、その副作用を避けることができる。	12 例	18. 7. 1	32万5千円 (入院13日間)	47万9千円 (1回)
難治性眼疾患に対する羊膜移植術	2 医療機関 (18.6.1現在)	近畿大学医学部附属病院	大阪府 大阪狭山市	1078床	眼科	凍結保存したヒト羊膜を眼表面に移植することによって、眼表面を再生させることが本治療の目的。	6 例	18. 7. 1	11万2千円 (入院7日間)	2万9千円 (1回)
悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索	7 医療機関 (18.6.1現在)	神戸大学医学部附属病院	兵庫県 神戸市	920床	皮膚科	放射性物質と色素を用いてセンチネルリンパ節を同定し、リンパ節転移の有無を病理組織学的に検索する。	10 例	18. 7. 1	105万4千円 (入院35日間)	9万4千円 (1回)

※ 申請医療機関における典型的な症例に要した費用

(参考2)

承認がなされた高度先進医療技術の施設基準

十二 実物大臓器立体モデルによる手術計画(頭蓋顎顔面領域の骨変形、欠損若しくは骨折又は骨盤、四肢骨若しくは脊椎の骨格に変形を伴う疾患に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師又は歯科医師に係る基準

- (1)専ら形成外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、小児外科、眼科、整形外科又は歯科口腔外科に従事していること。
- (2)日本形成外科学会の認定する形成外科専門医、日本脳神経外科学会の認定する脳神経外科専門医、日本耳鼻咽喉科学会の認定する耳鼻咽喉科専門医、日本小児外科学科の認定する小児外科専門医、日本眼科学会の認定する眼科専門医、日本整形外科学会の認定する整形外科専門医又は日本口腔外科学会の認定する口腔外科専門医であること。
- (3)当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)形成外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、小児外科、眼科、整形外科又は歯科口腔外科、及び麻酔科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師が二名以上配置されていること。
- (3)麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (5)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (6)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7)当該療養について五例以上の症例を実施していること。

六十一 悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1)専ら皮膚科又は外科に従事していること。
- (2)日本皮膚科学会の認定する皮膚科専門医又は日本乳がん学会の認定する乳腺専門医であること。
- (3)当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)皮膚科又は外科並びに放射線科及び麻酔科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3)放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4)病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
- (5)薬剤師が配置されていること。
- (6)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (7)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (8)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9)当該療養について五例以上の症例を実施していること。

六十五 難治性眼疾患に対する羊膜移植術(再発翼状片、角膜上皮欠損(角膜移植によるものを含む。)、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜癒着、瞼球癒着(スティーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、熱・化学外傷癒着期その他の重症の癒着性角結膜疾患を含む。)、結膜上皮内過形成又は結膜腫瘍その他の眼表面疾患に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1)専ら眼科に従事していること。
- (2)日本眼科学会の認定する眼科専門医であること。
- (3)当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上及び当該療養の補助を行う医師として三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)眼科、産科及び麻酔科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3)産科及び麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4)輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
- (5)専任の細胞培養を担当する者が配置されていること。
- (6)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (7)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (8)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (9)倫理審査委員会が設置されていること。
- (10)当該療養について三例以上の症例を実施していること。
- (11)承認後六月の間又は当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

九十七 泌尿生殖器腫瘍の後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術(泌尿生殖器腫瘍のリンパ節転移例又は画像上リンパ節転移が疑われるものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1)専ら泌尿器科に従事していること。
- (2)日本泌尿器科学会の認定する泌尿器科専門医
- (3)当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上及び当該療養の補助を行う医師として十例以上の症例を実施していること。

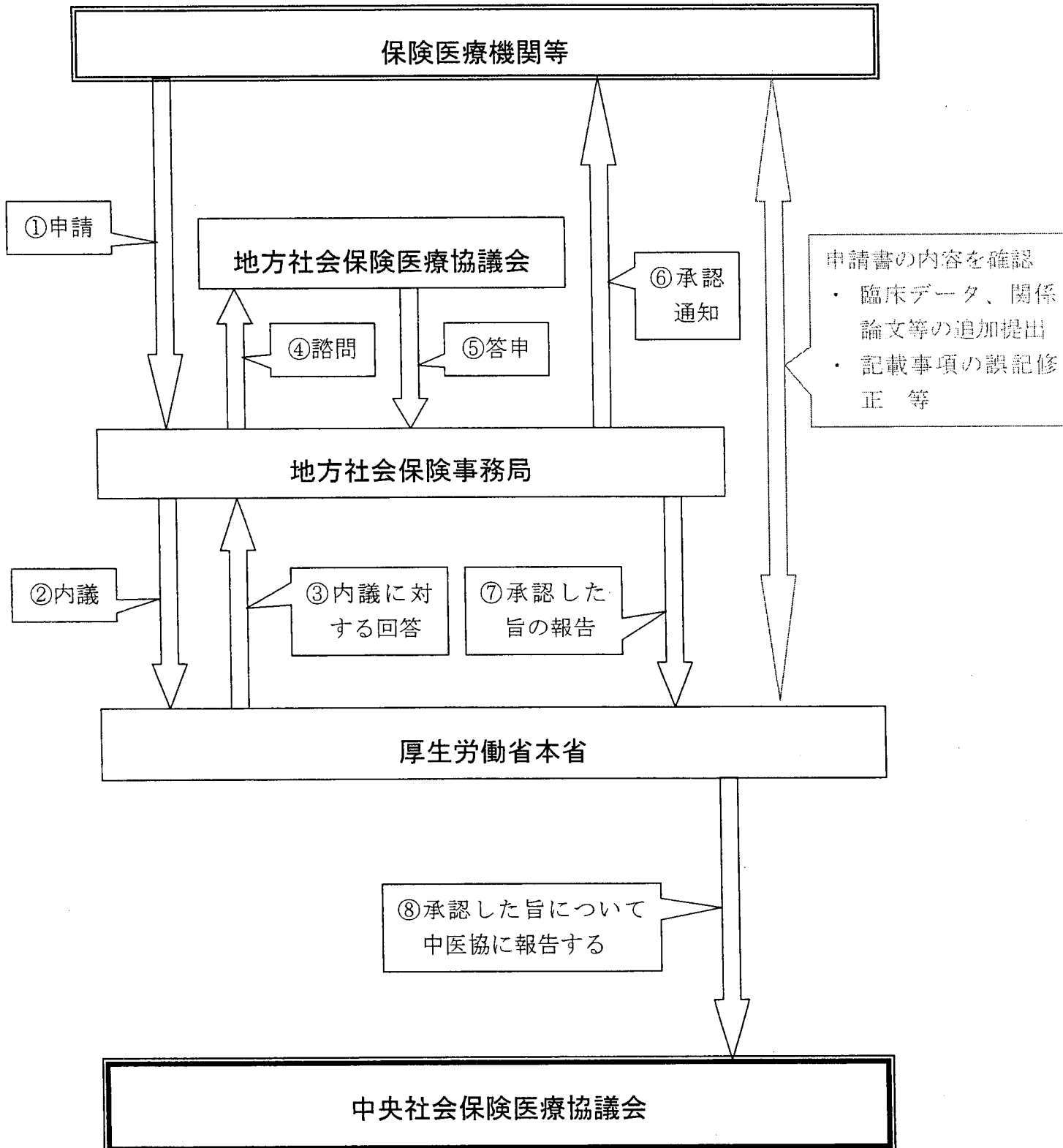
ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)泌尿器科及び麻酔科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3)麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4)病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
- (5)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (6)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (7)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8)倫理審査委員会が設置されていること。
- (9)当該療養について十例以上の症例を実施していること。
- (10)承認後六月の間又は当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

(参考3)

### 高度先進医療の承認までの流れ

(実施医療機関の要件が設定されている場合)



(参考4)

特定承認保険医療機関の取扱いについて

(平成17年8月31日保発第0831001号)

地方社会保険事務局長宛 厚生労働省保険局長通知

(抜粋)

3 特定承認保険医療機関における高度先進医療

(2) 施設基準の設定されている高度先進医療に係る特定承認保険医療機関の承認の取扱い

既に施設基準の設定されている高度先進医療について、保険医療機関又は特定承認保険医療機関から、施設基準に適合するものとして特定承認保険医療機関の承認の申請があった場合には、施設基準への適合性を審査した上で承認した旨を厚生労働大臣は中央社会保険医療協議会に報告するものとする。